

東市来都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更

都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」（別添のとおり）

理由

東市来都市計画区域においては，当初，平成16年に策定し，「活力に満ちた湯～陶びあ，心豊かで住みよいまちづくり」を基本理念として都市づくりに取り組んできた。

策定から10年以上が経過し，この間，湯之元地区の土地区画整理事業などの整備を進めてきたところである。

しかし，一方では，産業経済の低迷や少子高齢化の進行など本市を取り巻く社会情勢は大きく変化し，さまざまな課題も生じている。

また，平成28年には第2次日置市総合計画を策定し，総合的かつ計画的なまちづくりを進めているところである。

このようなことから，今回，都市全体の将来像を明確にするため，「温泉や薩摩焼などの地域の魅力を活かした，ものづくり，ひとづくり，ふれあいあふれる東市来」を基本理念として，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を変更するものである。

東市来都市計画
都市計画区域の整備，開発
及び保全の方針

鹿児島県

《 目 次 》

1. 都市計画の目標	
1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	1
2) 地域毎の市街地像	2
2. 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	3
3. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	3
① 主要用途の配置の方針	3
② 土地利用の方針	4
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	6
① 交通施設の都市計画の決定の方針	6
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	9
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	10
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	11
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	11
② 市街地整備の目標	11
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	11
① 基本方針	11
② 主要な緑地の配置の方針	12
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	13
④ 主要な緑地の確保目標	14

1. 都市計画の目標

1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

東市来都市計画区域（以下「本区域」という。）は、鹿児島県の日置市北部に位置し、南九州西回り自動車道や福岡県北九州市を起点とし鹿児島市を終点とする国道3号、枕崎市を起点とし、いちき串木野市を終点とする国道270号などの広域的な幹線道路が通っている。

本区域は、約400年の歴史を誇る湯之元温泉や薩摩焼の里美山地域などの歴史文化資源と美しい景観を誇る江口浜などの自然資源を有している。

本区域では、旧来より鶴丸地域を中心として市街地が広がっており、伊作田地域、美山地域、湯之元地域などで、それぞれ個性豊かな地域が育まれてきた。

近年、美山地域における薩摩焼の里づくりや定住拠点の整備など、地域の利便性や特徴を活かした魅力ある地域づくりに取り組んでおり、着実な成果をあげている。一方、少子高齢化や都市の求心力低下が進むなか、本区域においても人口減少が続き、各地域での活力低下がみられる。特に、湯之元地域の中心市街地においては、地域の財産ともいえるべき温泉街の活力低下を招いており、都市基盤の整備とあわせた密集市街地の改善が進まず、防災面においても地域の再生が求められている。

このようなことから、本区域では、都市的サービスの集積による利便性とゆとりある生活環境を備えた市街地形成とともに、中心市街地の活性化、都市基盤の整備によるゆとりある定住拠点やにぎわいある交流拠点の整備にさらに取り組み、将来に向けて個性と魅力に富んだまちづくりを進める。これらを踏まえ、以下を本区域の都市づくりの基本理念とする。

**「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき」
を実現するまちづくり
～温泉や薩摩焼などの地域の魅力を活かした、ものづくり、
ひとづくり、ふれあいあふれる東市来～**

この基本理念を実現するために、以下の基本方針のもとに都市づくりを推進する。

■豊かな自然と調和する地域の個性豊かな生活環境の創造

豊かな自然と調和し計画的な土地利用のもとに、温泉や海、薩摩焼などの特色ある地域資源を活かした豊かな歴史と文化を継承

し、美しい自然環境と共生する地域の個性豊かな生活環境の創造を目指す。

■ふれあいとにぎわいのある交流空間の創造

高齢者をはじめ誰もが安心して元気に暮らし続けることができる、ふれあいとにぎわいのある交流空間の創造を目指す。

■活力を生む充実した都市基盤の創造と連携強化

様々な都市の活動を支え、地域の特性を活かした産業が展開できる、相互に連携し充実した都市基盤の創造を目指すとともに、お互いに支え合う地区間の連携強化を目指す。

2) 地域毎の市街地像

① 湯之元地域

土地区画整理事業により市街地の再生を図るJR湯之元駅周辺及び温泉を活かした個性と魅力あるまちづくりにより活性化を目指す湯之元温泉街については、“湯之元にぎわいのまちづくり拠点”と位置づけ、個性と魅力に富んだにぎわいのあふれるまちとして再生を目指す。

② 鶴丸地域

日置市東市来支所や東市来文化交流センター等、支所や中央公民館のある鶴丸地域については、これらの公共施設や市来鶴丸城跡の市街地後背緑地などの地域資源を活用した「ふれあいのある交流」ができる“鶴丸交流のまちづくり拠点”と位置づけ、地域住民のふれあいや交流の生まれるまちづくりを目指す。また、東市来文化交流センター等の公共公益施設及び鶴丸城跡の市街地後背緑地を活用した文化財史跡公園などの整備を図る。

③ 美山地域

美山地域については、“薩摩焼の里広域交流拠点”と位置づけ、陶芸文化をテーマに緑豊かな自然環境が調和した情緒あふれる街並みの整備を進めるなど、固有の歴史と文化資源を活かしたまちづくりを進めるとともに、美山インターチェンジの機能充実など多様な展開を図る。

④ 伊作田地域

ウインドサーフィンなどのマリレジャーを楽しむことができ、サンドアートフェスティバルなどのイベントが開催予定の江口浜海浜公園については、“海辺の活性化拠点”と位置づけ、江口浜に水揚げされた魚介類や地元で生産された農産物、及びその加工品を展示・販売する江口蓬莱館等を活用し、漁村地区の活力形成を

図る。

また、住民の健康づくりと憩いの空間となる東市来総合運動公園については、“健康と憩いの拠点”と位置づけ、こけけドーム～遠見番山の散策路～健康と憩いの拠点である東市来総合運動公園～湯之元野球場～B&G海洋センターを結ぶスポーツ・レクリエーションのネットワークの形成を図る。

2. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口は減少傾向にあることから、市街地拡大の可能性は低い。今後の産業の見通しとしては、商工業において商品販売額や製造品出荷額の伸びがみられるが、これらによる土地需要についても未利用地等の活用や現在の商業・業務用地、工業用地で収容可能であると判断される。

また、中心市街地の湯之元地域でみられる密集住宅地についても、土地区画整理事業等による都市基盤整備により、良好な環境を有する市街地の形成を図り、都市としての活性化に努める。

一方、市街地後背の斜面樹林地や伊作田地域の遠見番山、江口浜等の自然的環境については、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法の土地利用規制により、保全が可能である。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

a 商業地

湯之元地域の豊かな温泉資源と古くからの街並みの雰囲気を活かして、旅館、飲食店、商店などが集積した心なごむ商業地域の形成を図る。

また、土地区画整理事業後の商業地には、新たな店舗の立地誘導を図り、新旧が一体となった商業サービス地区の形成を図る。

田之湯地区の国道3号沿道については、交通の利便性を活かし、車の利用が便利な店舗やサービス施設等の立地を促進する沿道サービス地区の形成を図る。

b 業務地

鶴丸地域では行政サービスや交流活動の中心となる市役所支所や東市来図書館、東市来文化交流センター、中央公民館等の集積

を活かし、誰もが利用しやすく、本区域の中心にふさわしい機能を備えた業務サービス地区を形成する。

c 工業地

伊作田地域の江口漁港周辺については、漁港施設及び江口浜海浜公園に隣接した江口蓬莱館等の農林水産物直売施設等の活用により、漁業振興に寄与する拠点の形成を図る。

d 住宅地

湯之元地域などの古くからの住宅地を主体とした市街地においては、居住環境の改善と防災性の向上のため、不足している道路や公園等の身近な都市基盤の整備を行い、居住環境が改善されたコミュニティ豊かな住宅地区の形成を図る。

土地区画整理事業や住宅地開発により道路や公園等の身近な基盤が整った新たな住宅地においては、居住環境を阻害する建築物の立地を規制し、緑化や美しい街並み景観の形成などに配慮した良好な住宅地の形成を図る。

② 土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

湯之元地域については、良好な市街地環境を確保するため、土地区画整理事業により、JR湯之元駅前への中心市街地の形成と快適な都市空間の創出を図る。

b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

本区域の良好な生活環境の形成を図るために、用途純化を基本とし、土地が有する可能性や地域住民の利便性等を考慮して、適宜用途転換や複合的な土地利用の誘導に努める。

湯之元地域については、住宅地域や商業サービス地域等の土地利用に応じた用途純化を検討する。

本区域の中心となり住宅地が形成されている鶴丸地域等では、現況の土地利用等を十分踏まえた用途純化を検討する。

c 居住環境の改善又は維持に関する方針

湯之元地域では、小規模で老朽化した木造建物や狭あいな道路、消防水利が未整備な地区が多くみられる。また、市街地では空き家が増え、空洞化の進行により活力を失いつつある。このため、温泉資源や歴史ある街並みの情緒などを活かしつつ、居住環境の改善と防災性の向上のため、不足している道路や公園等の身近な基盤の整備を行い、居住環境が改善されたコミュニティ豊かな住宅地区の形成を図る。

d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地内の社寺・境内や民有林等は、地域の緑豊かな景観を形

成するとともに、斜面保護等の観点からも緑地の保全を図る。また、道路沿道や敷地内の緑化などにより新たな緑の創出を図る。

湯之元地域の土地区画整理事業地区にあつては、建築物の適正な誘導とあわせて、緑豊かなまちづくりのために、住民の協力を得ながら、うるおいある街並みの形成に努める。

e 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害警戒区域等の土砂災害危険箇所については、災害を未然に防ぐ観点から市街化を抑制する。

また、保安林等については土砂崩壊防止等災害に対する有益性を有することからその保全を図る。

g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

遠見番山、吹上浜金峰山県立自然公園内の江口浜、美山地域の樹林地については、本区域の良好な自然環境と美しい景観を構成することから、その保全に努める。また、湯之元地域稻荷神社周辺の国指定天然記念物ヤッコソウ発生地は本区域固有の貴重な発生地であることから、その周辺については今後とも保全を図る。

h 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

○美山地域

緑に包まれた環境の中に400年の歴史と伝統を持つ薩摩焼の窯元が集積する個性ある街並みと優れた緑地環境を保全するとともに、周辺土地利用との調和を図った上で、不足する道路や公園などの公共施設を整備し、集落環境の改善を図ることにより、住む人にも訪れる人にも快適で、個性豊かな集落環境を創出する。

○伊作田地域

海浜部の伊作田地域では、道路が狭く家屋が密集している集落環境を改善することにより、快適な集落環境を創出する。

また、吹上浜金峰山県立自然公園や江口蓬莱といった海浜部の自然環境の保全に努めるとともに、江口浜海浜公園を中心に、こけけドーム、東市来総合運動公園との連携を活かし、美しい東シナ海に面した魅力ある海辺の環境を楽しむことのできるレジャー・レクリエーションの場としての土地利用を図る。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域においては、広域的な交流・連携を強化する交通体系としては骨格となる国道3号から延びる県道が市街地と集落を結ぶ構造となっているが、国道3号やJRにより東西軸が分断されている状況にある。また、国道3号の湯之元市街地区間については、通過交通や周辺の商業施設等の利用車輛が多いことから慢性的な渋滞が発生している。

市街地においては、住宅等の密集が進んでおり、狭い道路が多く利便性を欠いている地区がみられる。

道路に対するニーズは高度化しており、単なる交通施設としてだけでなく、生活にゆとりと安心をもたらす環境づくりの一環としての道路整備を進める必要がある。

このような状況を踏まえ、本区域の交通体系は、次のような基本方針のもとに整備を進める。

○広域交通体系へのアクセスの向上

南九州西回り自動車道の美山インターチェンジの機能充実にあわせ、周辺都市と連絡する国道・県道の広域幹線道路の整備や市街地へのアクセス向上を図ることにより、人やものの流れを活性化させる広域都市軸の形成を図る。

また、鹿児島市をはじめ、周辺都市とのより密接な連絡が可能となることから、産業や観光の振興、定住の促進等への展開を目指した高速交通体系の活用を図る。

○住む人にも訪れる人にも利用しやすい市内道路ネットワークの形成

国道3号やJR鹿児島本線により分断されている市街地部では、都市計画道路を中心とし、便利で効率的な市街地内道路網の整備を進める。

市街地や集落、さらには小中学校をはじめとする主要な公共施設を密接に結び、人やものの流れを確保することにより、市街地や集落相互の生活の連携を図り、住む人にも訪れる人にも利用しやすい道路ネットワークの形成を図る。

○安全で快適な歩行のある道路整備の推進

市街地や集落等の生活の場にあっては、バリアフリーに配慮し高齢者など誰にもやさしい安全で快適な歩行環境づくりを進める。また、美山地域や薩摩街道などの観光地においては緑豊かな植栽

やわかりやすい案内標識による快適な道路としての整備を図る。

○公共交通機関の充実

鉄道・バス等の公共交通機関は、誰もが利用できる交通手段として重要な役割を担うことから、これらの利用を促進する。

日置市地域公共交通網形成計画に基づき、各種交通機関の適正な機能分担のもとに、総合的な交通体系の確立を目指す。

イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、高規格幹線道路、主要幹線道路、都市幹線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

日常生活に必要な利便性と安全性を確保する体系的な道路網の形成を目指し、次の方針により適正に配置する。

種 別	配置の方針
高規格幹線道路	<p>広域的なネットワークの形成を図るため、高規格幹線道路を配置し、南九州西回り自動車道については、整備促進を図る。また、美山インターチェンジの機能充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南九州西回り自動車道
主要幹線道路	<p>市街地における交通渋滞の解消と歩行者の安全性の確保を図るとともに、インターチェンジとの連携の強化、広域交通の円滑化を図る本区域の主要な南北軸として以下の道路を配置し、整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路3・4・2号湯之元・長里線（国道3号）
都市幹線道路	<p>主要幹線道路と中心市街地とを結び、市街地の骨格となる道路網を形成する以下の道路を配置し、整備を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●都市内連絡道路 <ul style="list-style-type: none"> ・県道山田湯之元停車場線 ・県道養母長里線 ・県道戸崎湯之元停車場線 ・市道長里～皆田線 ●区画整理地区 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路3・4・1号湯之元赤崎線（県道戸崎湯之元停車場線） ・都市計画道路3・5・5号下原中央線（市道下原中央線）

	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路3・5・6号駅前熊鷹線（県道山田湯之元停車場線） ・都市計画道路3・5・7号田之湯駅前線（市道湯之元上野線外）
その他の道路	<p>歩道幅員の確保，段差の解消等に努めながら快適な歩行者空間・歩行者ネットワークの形成を図り，高齢者や障がい者をはじめ，誰にもやさしい道路整備を進める。</p> <p>集落部においては集落内の道路整備と維持管理の充実を進める。</p> <p>美山インターチェンジの機能充実とあわせた美山地域へのアクセス道整備により，美山地域の交流拠点づくりを進める。</p> <p>土地区画整理事業にあわせ，JR湯之元駅前広場の整備を図る。</p> <p>薩摩街道の歴史的景観形成と歩行者空間整備を図る。</p>

イ その他

種 別	配置の方針
駐車場等	<p>公共交通機関の活用を図るため，多くの人が利用しやすい施設となるよう，JR湯之元駅及びJR東市来駅周辺に，鉄道と連携した駐車場（パークアンドライド方式）の整備を検討し，駐車場等の適切な維持管理を図る。また，JR湯之元駅駅前広場工事とあわせ，駅バリアフリー化工事を進める。</p>

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設は，次のとおりとする。

種 別	施 設 名
道路	<p>高規格幹線道路：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南九州西回り自動車道 <p>主要幹線道路：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路3・4・2号湯之元長里線（国道3号）

	都市幹線道路： <ul style="list-style-type: none"> ・ 県道山田湯之元停車場線 ・ 県道養母長里線 ・ 市道長里～皆田線 (区画整理地区) <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画道路3・4・1号湯之元赤崎線 (県道戸崎湯之元停車場線) ・ 都市計画道路3・5・6号駅前熊鷹線 (県道山田湯之元停車場線) ・ 都市計画道路3・5・7号田之湯駅前線 (市道湯之元～上野線外)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ J R 湯之元駅駅前広場

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域では、生活様式の変化等に対応して、公共用水域の水質保全、雨水排水対策を推進し、生活環境の整備に努めるとともに都市の健全な発展を図る。

一方、都市化に伴う流域の保水・遊水機能の低下に起因する水害に対応するため、今後は、河川の整備だけでなく被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。

また、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 下水道

本区域については、公共下水道は実施せず、地域特性に適した総合的な生活排水対策を図る。

2) 河川

治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

「かごしま生活排水処理構想」「一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」に基づき、合併処理浄化槽設置の促進と、現有施設の適正かつ計画的な維持管理、市民等への生活排水処理に関する啓発と指導の展開を図る。

イ 河川

本区域には、大里川、江口川等の河川がある。このうち大里川については、治水上の安全性を確保するため、計画的な治水対策を進める。その他の河川については、その特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を検討する。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名 等
河川	・二級河川大里川

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ごみ処理施設やし尿処理施設など快適な居住環境や美しい地域環境の維持・形成及び都市機能の向上等のために必要な公共公益施設については、各地域の実情、周辺環境との調和等を考慮するとともに、日置市全体や広域圏での連携を図りながら、適正かつ計画的に整備する。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

本区域のごみ処理施設は、日置市クリーンリサイクルセンターにより対応している。

今後においては、環境への配慮と居住環境の向上の観点により「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を踏まえつつ、適正に配置する。

イ し尿処理施設

本区域のし尿及び浄化槽汚泥はいちき串木野・日置市衛生処理組合による処理を行っており、施設の維持に努める。

c 主要な施設の整備目標

現在のところ、概ね10年以内に整備を予定する施設は特にはないが、適切な維持・補修の上、必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

湯之元地域の市街地については、住宅の密集や道路等の不足が著しいことから、防災性の向上を目指し、土地区画整理事業をはじめとした市街地環境の改善に取り組む。整備にあたっては、湯田地区公民館の湯之元地域活性化を目指す動きなどと連携し、温泉資源や古い街並みを活かした魅力あるまちづくりを目指すものとする。

一方、土地区画整理事業により整備された市街地については、建物の適正な配置や緑化、良好な街並み景観の形成などを進める。

上記の方針に基づき、本区域内で市街地開発事業を行う主要な区域は次のとおりとする。

地区名	整備方針
湯之元第一地区	面的な基盤整備により、住宅の密集や道路等の不足を改善するとともに、JR湯之元駅前の中心市街地としての便利さとにぎわいを復活させ、良好な居住環境の創出を目指す。 駅前広場や道路などの良好な都市基盤を整備するとともに、安心して水辺にふれあえる大里川を取り込んだ魅力あるまちづくりを行う。

② 市街地整備の目標

概ね10年以内に実施する予定の主要な事業は、次のとおりとする。

事業名	地区名
土地区画整理事業	・湯之元第一地区

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域は、吹上浜金峰山県立自然公園、江口浜の良好な自然環境、温暖な気候に恵まれた豊かな植生など、個性ある風土に恵まれている。

こうした環境を活用し、憩いの場としての公園緑地の整備・充実に努めるとともに、小規模公園の再編を図る。また、自然災害を防止し地域固有の生態系を維持するために、自然環境の保全に努める。

一方、公園については、スポーツ・レクリエーションを楽しんだり、イベント広場となるようなシンボリックな公園が不足してい

ることから，余暇活動の増大に対応できる多様な公園を整備するとともに，地域住民の安全な遊び場や身近な防災拠点を確保するため，都市公園等を適正に配置し，その整備を図る。また，自然公園については，保安林や歴史的な自然環境を保全する。

② 主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概要
a 環境保全 システムの配置	吹上浜金峰山 県立自然公園	吹上浜金峰山県立自然公園の砂丘は地形の変化が多く，日本三大砂丘の一つとなっており，海辺では砂浜や岩場などの海浜環境の保全を図る。
	湯之元地域稲 荷神社周辺	国指定天然記念物ヤッコソウの発生地 の保全を図る。
	市街地内の緑 地	市街地内の民有林などの緑地の保全 を図るとともに，敷地内緑化などにより 新たな緑の創出を図る。
	河川	河川については，水辺の保護や生態系 の保全を図る。
b レクリエ ーション系 統の配置	区域全体	住民が日常的に自然や家族とふれあ う環境づくりの一環として，公園の整備 及び，小規模公園の再編を図る。中 でも東市来総合運動公園は本区域の中心 的な公園として住民のスポーツや娯楽の ニーズに応えるように維持を図ると ともに，こけけドーム～遠見番山の散策路 ～湯之元球場(4・4・1東市来運動公園) ～B&G海洋センター等との連携や(仮称) 吹上浜サイクリングロードの整備等 によりスポーツ・レクリエーション面 での充実を図る。
	江口浜周辺	ウインドサーフィン等のマリンスポ ーツを楽しむことのできる江口浜では， 海辺の眺望と国道沿いという利便性を 活かし，人工海岸，物産売店，ふれあい 広場などを備えた江口浜海浜公園の活 用と適切な維持管理を図る。
c 防災系 統の配置	区域全体	災害発生時における安全を確保し，避 難路・避難地及び救難活動の場となる公

		<p>園・緑地などオープンスペースの確保と適正な配置に努める。</p> <p>また、土砂災害警戒区域等の土砂災害危険箇所については、災害を未然に防ぐ観点から市街化を抑制し、緑地等として保全する。</p>
d 景観構成系統の配置	湯之元温泉地域	J R湯之元駅駅前広場をはじめ、駅周辺の公共施設や大里川沿いの整備に際しては、温泉街の雰囲気を感じられる景観づくりを行う。
	鶴丸地域の市来鶴丸城跡周辺	市街地後背の緑に囲まれた市来鶴丸城跡などの歴史文化資源の保全・活用を図る。
	伊作田地域	江口浜海浜公園及び海岸，国道270号沿道については，東シナ海への眺望を活かした景観形成に努める。
	遠見番山	遠見番所に由来する遠見番山については本区域のシンボルとして保全を図る。
	美山地域	<p>「薩摩焼の里整備構想」として，景観を楽しみながら散策や周遊ができるスポットを対象に，沿道修景，街並み整備などの景観整備を図る。</p> <p>メインストリートとなる県道鹿児島東市来線沿道については地域住民の協力を得ながら竹林，竹垣等を整備し，落ち着きのある街並みを形成する。</p>

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

湯之元球場(東市来運動公園)，江口浜海浜公園や東市来総合運動公園等の施設緑地の整備及び活用と適切な維持管理を図る。

市街地においては，未利用地などを活用した身近な小公園や広場などの整備を図り，身近な憩いの場として活用するとともに，防災に配慮した整備を進める。

市街地の後背にあって，防災的な観点や環境保全の観点，さらには歴史風土的特徴などの観点から特に良好な緑地については地域制緑地の指定などによる緑地保全策を検討する。

新たな住宅地にあっては，建築物の適正な誘導とあわせて，緑豊かなまちづくりのために緑地協定等について必要性の検討を行

う。

④ 主要な緑地の確保目標

a 概ね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

種 別	名 称 等	規 模
街区公園	2・2・6轟木公園	約0.26ha
	2・2・7平田公園	約0.15ha
	2・2・8湯之坂公園	約0.17ha
	2・2・9久木元公園	約0.09ha
その他	東市来総合運動公園	約18.5ha

b 概ね10年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

概ね10年以内に地域地区の指定を行う予定はないが、必要に応じて、指定の検討を行うものとする。

東市来都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



凡例

住宅地	工業地	観光・レクリエーション地区	高規格幹線道路 (概ね概成済み)	主要幹線道路 (概ね概成済み)	都市幹線道路 (概ね概成済み)	市街地開発事業・住宅系 (概ね10年以内に整備)	公園・緑地
商業地	農業ゾーン	鉄道	高規格幹線道路 (概ね10年以内に整備)	主要幹線道路 (概ね10年以内に整備)	都市幹線道路 (概ね10年以内に整備)	公園・緑地 (概ね10年以内に整備)	河川・海
業務地	樹林地ゾーン		高規格幹線道路 (概ね10年以降に整備)	主要幹線道路 (概ね10年以降)	都市幹線道路 (概ね10年以降)	港湾	都市計画区域界

注① この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体的なルート及び位置を規定したものではありません。
 注② 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、整備の完了時期を明示したものではありません。

